

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 規 第 4 6 5 号  
令 和 5 年 9 月 2 8 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

### 保管場所標章の郵送による交付について

自動車の保管場所に係る保管場所標章（以下「標章」という。）の郵送交付については、「保管場所標章の郵送による交付について」（令和3年11月30日付け交規第495号。以下「旧通達」という。）により、令和4年1月から自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用した保管場所証明に係る申請を行う者及びその代理人（以下「OSS利用申請者等」という。）から電話等により標章の郵送を希望する旨の連絡を受けた場合、郵送による標章の交付を実施してきたところである。

この度、国土交通省から警察庁に対し、令和5年10月2日から、OSSポータルサイト上での申請において、標章の郵送希望の有無を入力することが可能となり、同申請データが警察共同利用型システム（以下「J-POSS」という。）へ送信され、受け付けることが可能となる旨の連絡があったことに伴い、同日以降、標章の郵送交付に係る実施要領等については下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 記

#### 1 概要

J-POSSにおいて、OSS利用申請者等の標章郵送希望の有無をシステム上で把握することが可能となるため、OSS利用申請者等からの標章郵送交付を希望する電話連絡の受付を原則不要とし、システム上での確認を基に同標章の交付手続を行うもの。

ただし、当初警察署において交付を希望していた申請を、後に郵送交付希望へ変更する場合等におけるOSS利用申請者等からの電話連絡の受付を妨げるものではない。

#### 2 運用開始日

令和5年10月2日

#### 3 郵送交付の対象者

標章の郵送交付を希望するOSS利用申請者等

#### 4 実施要領

##### (1) 標章の郵送交付に係る事務処理

J-POSSのシステム上でOSS利用申請者等の標章郵送交付希望を把握した際は、様式第2号「保管場所標章郵送交付管理表」（以下「郵送交付管理表」という。）を活用の上、次の要領により処理するものとする。

ア システム上でOSS利用申請者等の標章郵送交付希望を把握した際は、当該申請を直ちに郵送交付管理表に登載し、郵送交付希望であることを簿冊上で明らかにすること。

イ OSS利用申請者等から、様式第1号「保管場所標章郵送希望一覧」及び返信用封筒（必要事項が記載されたレターパックプラス）が送付された際は、それらの記載内容とオンライン申請の内容に齟齬がないことを確認し、不備等があれば当該OSS利用申請者等に確認を行い、必要に応じて是正させること。

ウ イの確認後、標章、保管場所標章番号通知書及び様式第1号の写しを返信用封筒に封入の上、当該返信用封筒の「ご依頼主様保管用シール」（以下「保管用シール」という）を剥がし、郵送交付管理表に貼付すること。

エ 上記事務終了後、可及的速やかに返信用封筒を発送すること。また、様式第3号「自動車保管場所標章等の郵送交付について」を作成し、様式第1号を添付の上、決裁を受けること。

オ 郵送交付管理表には、ウの保管用シールのほか、郵送希望の把握から標章発送までの経過を確実に記載するなど、管理を徹底すること。

交通第二課長又は交通課長は、月に1回以上郵送交付管理表を点検し、確認後、郵送交付管理表の欄外に押印すること。

##### (2) OSS利用申請者等への教示事項

下記ア～エに掲げる、OSS利用申請者等が標章の郵送交付を希望する際に必要な手続きについてはOSSポータルサイトの申請画面上に掲載されるが、OSS利用申請者等から保管場所を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に対し電話等により同手続きに関する質疑等があった場合は、次の事項について教示するものとする。

ア 郵送を希望する場合は、警察署に返信用のレターパックプラス等を送付する必要があり、郵送に係る一切の費用は自己負担であること。

イ 申請後、警察での保管場所の現地調査等の審査で問題がなければ、OSSポータルサイトトップページの「状況の照会」から「現在の申請状況」画面を確認すると「保管場所標章交付手数料納付待ち」と表示されるため、保管場所標章交付手数料を電子納付後、任意の封筒により、警察署に次の2点を送付すること。

○ レターパックプラス

郵送先（お届け先）欄：標章郵送先の住所、氏名及び電話番号を記載

差出人（ご依頼主）欄：警察署、警察署名及び電話番号を記載

品名欄：「保管場所標章」と記載

○ 様式第1号（保管場所標章郵送希望申請一覧）

青森県警察のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載

ウ レターパックプラスの保管用シールは、警察署で保管するため剥がさないこと。

また、レターパックプラス以外の返信用封筒を送付した場合、再度レターパックプラスの送付を求める場合があること。

エ レターパックプラスの郵送先（お届け先）欄と様式第1号の標章郵送先は同一場所とすること。

誤りがある場合は、警察署から電話連絡がある場合や郵送対応できない場合があること。

## 5 配意事項

### (1) 標章の郵送交付手続きに係る周知

前記のとおり、OSS利用申請者等が標章の郵送交付を希望する際の手続きについては、OSSポータルサイトの申請画面上に掲載されることであるが、交通規制課及び各警察署にあっては、県警ホームページ等により、様式第1号及び別紙「OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内」を掲載するなど、手続面について周知を図ること。

### (2) 手続き変更の意思表示に対する適切な対応

システム上での申請において標章の郵送交付を希望していなかったOSS利用申請者等から、郵送を希望する旨の電話連絡や返信用封筒の送付といった、郵送交付手続きへの変更を希望する意思表示があった際には、システム上で郵送希望をしていないことを理由に手続きの変更を拒否することなく、申請者の求めに応じ、OSSポータルサイトの申請画面上に表示される上記4(2)に記載の必要な手続内容を教示するなど、適切に対応すること。

### (3) 関係団体との具体的な調整

警察庁が、代理人として保管場所証明に係る事務を行っている日本行政書士会連合会及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対しては、オンライン申請に係る保管場所標章の郵送交付について協力を依頼している。交通規制課は、必要に応じ、当該団体支部と標章の交付方法について具体的な調整を行うこと。

なお、本通達は標章の郵送交付に係る基本的な運用について示すものであり、交通規制課が、当該団体支部との間において、個別の協議に基づく合理的な運用を行うことについて妨げるものではない。

### (4) 標章の郵送交付に関する取扱いの斉一性の確保

標章の郵送交付について、業務委託等により実施する場合にあっては、本通達

の趣旨に沿った取扱いを行うこと。

(5) 処理期間の短縮

オンライン申請の処理が窓口申請よりも遅くならないように配慮するとともに、郵送交付の事務についても速やかに処理するなど、標章交付までに要する処理期間の短縮に努めること。

担当 交通規制課規制第二係

電 子 書 庫 掲 載

通 達 全 文 公 表

## 保管場所標章郵送希望申請書

1 郵送を希望する申請件数、郵送先を記載して下さい。

郵送希望件数		
標章郵送先	住所	〒
	氏名・名称	
	電話番号	



2 本人申請の方は「①申請者」、代理人申請の方は「②所定の欄」を記載して下さい。

①申請者	住所	
	氏名	
②代理人	電話番号	
	郵送先との関係 (該当箇所に○をつけて下さい。)	申請者・代理人と同じ
		申請者・代理人と異なる (申請者等と郵送先を別にする)



3 標章郵送を希望する警察内管理番号を記載して下さい。

警察内管理番号 (番号に該当する申請書)	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

---

※ 15件を超える場合は、次紙を使用して下さい。

※ 代理人申請の方は、1名につき様式1枚を作成して下さい。（複数の代理人ごとに様式を作成して下さい。）







---

り代理人による同一場所への郵送の記載は、



## 保管場所標章郵送希望申請一覧

1 郵送を希望する申請件数、郵送先を記載して下さい。

郵送希望件数	5		件
標章郵送先	住所	〒 345 - 6789 東京都江東区有明○一● □□ビル10階	
	氏名・名称	株式会社○△センター	
	電話番号	03 - 2345 - 6789	

・ 1箇所の場所に郵送する保管場所標章の件数を記載し、郵送先住所、名称、電話番号を記載して下さい。  
⇒ この用紙は、郵送先1箇所につき1枚作成して下さい。

2 本人申請の方は「①申請者」、代理人申請の方は「②代理人」に○印を記載の上所定の欄を記載して下さい。

①申請者  ②代理人	住所	〒 123 - 5678 東京都千代田区霞が関○一○	
	氏名	日本 一郎	
	電話番号	03 - 1234 - 5678	
郵送先との関係 (該当箇所に○をつけて下さい。)		申請者・代理人と同じ	
	○	申請者・代理人と異なる (申請者等と郵送先の関係： 勤務先 )	

・ 申請者・代理人と標章郵送先が同じ場合は、「申請者・代理人と同じ」の左欄に○を記入して下さい。  
・ 申請者と郵送先が異なる場合は、「申請者・代理人と異なる」の左欄に○を記載した上で、申請者等との関係を記載して下さい。(例：子、勤務先、顧客 など)

3 標章郵送を希望する警察内管理番号を記載して下さい。(①、②両者とも記載)

警察内管理番号 (番号に該当する申請者氏名)	
1	123456789 (申請者： 日本 次郎 )
2	234567890 (申請者： 東京 太郎 )
3	345678901 (申請者： (株)●●製造 )
4	456789012 (申請者： 大阪 花子 )
5	567890123 (申請者： (有)□△自動車 )
6	(申請者： )
7	(申請者： )
8	(申請者： )
9	(申請者： )
10	(申請者： )
11	(申請者： )
12	(申請者： )
13	(申請者： )
14	(申請者： )
15	(申請者： )

・ 保管場所標章の郵送を希望する申請について、保管場所証明申請時に警察側で採番される番号を誤りないように記載して下さい。  
⇒ 上記「郵送希望件数」と「警察内管理番号」欄の記載件数は同一となります。  
・ 15件を超える場合は、次紙を使用して下さい。

---

※ 15件を超える場合は、次紙を使用して下さい。

※ 代理人申請の方は、1名につき様式1枚を作成して下さい。（複数の代理人による同一場所への郵送の記載は、代理人ごとに様式を作成して下さい。）



保管場所標章郵送交付管理表(令和 年 月)

警察内管理番号	郵送先		処理状況		
	住所	氏名	郵送希望日 (標章交付可能日)	審査終了日 (返信用封筒受領日)	返信用封筒受領日
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		
	(TEL: )		/	/	/
	保管用シール貼付欄		取扱者	取扱者	取扱者
申請者氏名			備考		

警察署

標章発送日
/
取扱者

標章発送日
/
取扱者

標章発送日
/
取扱者

標章発送日
/
取扱者

標章発送日
/
取扱者

様式第3号

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署  
官職 氏名

自動車保管場所標章等の郵送交付について  
次のとおり自動車保管場所標章等を郵送交付したので報告する。

記

1 発送月日

年 月 日

2 郵送交付件数

登録自動車

件



## OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内

令和5年10月2日から～

OSSポータルサイト上で、保管場所標章の郵送希望の有無を入力できます！

## 申請

- OSSによる申請が対象（警察署窓口での紙申請は対応していません。）

## 審査

- 現地調査等による審査

## 【封筒郵送のタイミング】

「保管場所標章交付手数料」を納付してから、保管場所を管轄する警察署に返信用のレターパックプラスを郵送

## 返信用封筒等の郵送

- 返信用封筒はレターパックプラスを使用
- 郵送先の住所、氏名、電話番号等の記載
- 保管場所標章郵送希望申請一覧の作成  
(都道府県警察のホームページからダウンロード)

※ 郵送に要する費用は全て自己負担です

## 警察署への郵送用封筒

保管場所標章郵送希望  
申請一覧

返信用封筒  
(レターパックプラス)

郵送先の住所・氏名 等

## 受領

- 保管場所標章の受領
- 保管場所標章を車両に貼付